

諮問第十五号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十七年九月八日提出

青 森 市 長

鹿 内

博

審査請求書（下水道使用料15）

平成27年5月29日(金)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一

下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号
氏 名 三国谷清一
年 齢 65歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成27年4月27日
付け平成27年4月分下水道使用料納入通知書による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成27年4月30日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当である。

(1) 企業局長から「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書(納付制)平成27年4月分」(以下「本件通知書」という。)が平成27年4月30日に郵送されてきた。

(2) 審査請求人は、貴職を管理者とする青森市公共下水道を使用しており、これが使用料を貴職に納付する義務を負うが、企業局長から下水道使用料を請求される謂われはない。

(3) 貴職は下水道使用料の納入通知書の発行に係る事務を企業局長に委任していると主張しているが、もしそうなのであれば、その旨を下水道使用者に分かるような方法で公表するべきであり、かつ、本件通知書にもその旨明確に記載をするべきである。これらの周知義務を欠く本件処分は不当である。

また、企業局長は催告状を以て水道料金の納付勧奨をしているが、この催告状には下水道使用者の下水道使用料納付状況という個人情報を記載しているが、貴職主張の企業局長への事務委任の範囲には下水道使用料の督促に関する事務は含まれておらず、催告状に下水道使用者の下水道使用料納付状況を記載することは、個人情報保護に関する法令に違反し、違法である。

(4) 下水道管理者である貴職及び環境部長らは、下水道使用者からのこの様な制度に係る疑問・質問に対して、全て企業局長に委任しているのだからと、一切回答しようとしない。不誠実極まりない。かような対応は不当の極みであり、行政にあるまじきことである。このような不当な状況の中で発行された本件通知書は何らの正当性を持たないものであり、本件審査請求に係る処分は無効である。

(5) 審査請求人は再三にわたり現行下水道使用料は原価を上回っており見直しすべきと



主張しているが、貴職は何ら真剣に対応することなく、放置している。原価を上回っている現行下水道使用料は違法である。もし貴職が現行下水道使用料は原価を上回つておらず違法でないと主張するのであれば、それを立証するのは貴職の責任である。現行下水道使用料は水道水以外の水の従量使用料を水道水による水の従量使用料よりも安くしているが、これも現行下水道使用料の違法性の証左である。下水処理に要する原価は水道水以外の水の場合も水道水による水の場合も同じであり、水道水を使用している下水道使用者が水道水以外の水を使用している下水道使用者の分の処理費用を負担する謂われはない。この一点を見ても現行下水道使用料の違法性は明らかである。環境部長は議会において議員・市民を誤解させるような、極めて悪質な限りなく真実から遠い説明をし、市民の下水道使用料値下げを求める陳情を不採択にせんがためとしか思えない答弁に終始している。

- (6) 確かに、貴職は平成 26 年度に下水道使用料の見直しをしたが、審査請求人が主張する現行下水道使用料の違法性については何ら解消されていない。
- (7) 貴職は審査請求人が青森市の下水道行政の誤りを正す方法の教示を求めるも一切無視し何らの教示をしないことは不当であり本件審査請求に係る処分は無効である。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。